

新型コロナウイルスへの3月中の対応について

日本公認会計士協会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、各所にて感染拡大を防止するための取り組みが進められる中、本会としては、3月中の対応として次の措置を行うことといたしました。

I 新型コロナウイルス対策本部の設置

II 感染しないようにするための措置の強化

1. 衛生面

- ① 手洗・消毒・うがいの徹底（継続）
- ② 施設各所に消毒液を設置（継続）
- ③ 受付係など外部接触のある人にはマスクを着用（継続）
- ④ トイレ・エレベーター等の洗浄頻度を増やす

2. 多くの人間が集まるイベントの開催の抑制

- ① 継続的専門研修制度（CPE）では、3月中の集合研修を原則中止し、eラーニング等により代替させる【参照】。
- ② 東京実務補習所では、次の措置を行う【参照】。
 - ✓ 講義は、2/24以降の前期ライブ講義を中止する。
 - ✓ 考査は、2/23は実施するがそれ以降は状況を踏まえて判断する。
 - ✓ 3/2～3/6の宿泊研修は、中止する。
 - ✓ 3/9～3/17の工場見学は、中止する。
- ③ 地域会主催を含め大規模イベントは、原則開催しない。
- ④ ハロー会計は、原則開催しない。
- ⑤ 大人数の懇親会・会食は、原則開催しない。
- ⑥ 役員会や委員会の中止は、現段階では行わない。

3. 外部大規模イベントへの参加は、原則禁止

4. 海外・国内出張の抑制

- ① 外務省の感染症危険レベルが2（不要不急の渡航の中止）以上となっている国への渡航は、原則禁止とする。
- ② 国内出張も、テレビ・電話会議等で代替できるものはこれにより行い、不急のものは延期する。

III うつさないようにするための措置

次の症状が出た場合（同居家族を含む。）は来会・出勤停止とする。症状が続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、医療機関の受診を要請する。

- ✓ 37.5度以上の発熱
- ✓ 風邪の症状や、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある

IV 今後のための準備

- ① 状況に応じ、大規模会議でのテレビ会議システムによる参加ができるよう準備する。
- ② スタッフの在宅勤務に必要な機材（PC等）の準備を加速化する。

以上